

○総務省令第百五十七号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十二条第二項の規定に基づき、過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二日

総務大臣 川端 達夫

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令の一部を改正する省令

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令（平成二十二年総務省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号。以下「法」という。）を「法」に改め、同号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村 法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみ

なされる区域として法第二条第二項の規定により公示された区域をその一部とする市町村

第一条中第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 一 過疎地域の市町村 過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項第一号又は第二号に規定する過疎地域をその区域とする市町村として法第二条第二項の規定により公示された市町村
- 二 過疎地域とみなされた市町村 法第三十三条第一項の規定により当該市町村の区域を過疎地域とみなされた市町村として法第二条第二項の規定により公示された市町村

第二条の見出し中「当該市町村の区域を」を削り、同条中「法第二条第一項第一号若しくは第二号に規定する過疎地域をその区域とする市町村又は法第三十三条第一項の規定により当該市町村の区域を過疎地域とみなされた市町村として法第二条第二項の規定により公示された」を「過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされた」に改める。

第三条中「法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域として法第二条第二項の規定により公示された」を「過疎地域とみなされた」に改め、「次条」の下に「及び附則第三条」を加える。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、同条の次に次の三条を加える。

(平成二十三年度における過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされた市町村における額の算定の特例)

第二条 平成二十三年度に限り、過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされた市町村の法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、第二条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に、災害の防止又は軽減を図るための事業の実施につき当該市町村が必要とする経費のうちその支払に充てるため法第十二条第二項の規定による地方債を起こすこととしているものの額を加算した額とする。ただし、当該加算額は、第二条の規定により算定した額に〇・五を乗じて得た額を限度とする。

(平成二十三年度における過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村における額の算定の特例)

第三条 前条の規定は、平成二十三年度に限り、過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村であつて、普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受けるものにおいて準用する。この場合において「過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされた市町村」とあるのは「過疎地域とみなされた区域をその一部とする市町村」と、「第二条」とあるのは「第三条」と読み替えるものとする。

(平成二十三年度における合併後の過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされた市町村における額の算定の特例)

第四条 平成二十三年度に限り、第四条の規定により額を算定する場合における法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、第四条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に、災害の防止又は軽減を図るための事業の実施につき当該市町村が必要とする経費のうちその支払に充てるため法第十二条第二項の規定による地方債を起こすこととしているものの額を加算した額とする。ただし、当該加算額は、第四条の規定により算定した額に〇・五を乗じて得た額を限度とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令附則第二条（附則第三条において準用する場合を含む。）及び附則第四条の規定は、この省令の施行の日以後に予算に計上された災害の防止又は軽減を図るための事業の実施につき当該市町村が必要とする経費のうちその支払に充てるために起こす過疎地域自立促進のための地

方債について適用し、同日前に予算に計上された災害の防止又は軽減を図るための事業の実施につき当該市町村が必要とする経費のうちその支払に充てるために起こす過疎地域自立促進のための地方債については、なお従前の例による。